

農業土木を 支えてきた人々

泉 麟 太 郎

— 角田村開拓の祖 —

坂 出 資 宏*

I. はしがき

泉麟太郎は陸前伊具郡角田から、移住団体の中心人物として明治3年、室蘭郡に入地した。しかし、同郡は土地がせまく、地味もよくないという営農上の限界があった。そこで、同志と夕張開墾起業組合を結成し、夕張郡阿野呂原野に再移住、同原野を開拓して角田村を拓いた。

角田に入地後は、同起業組合をもとに開拓結社「真成社」を起して、角田村や隣接する長沼村の開拓をおしすすめた。さらに南幌の石川開墾をたすけるとともに、登川村・由仁村などいづれも夕張川畔各村の創業と、その後の発展に尽すところがあった。また、私費を投じて道路を開いたり、亜麻種を購入して村内に生産を奨励した。

彼が手がけた事業のうちで、北海道農業土木事業の先駆けとなった角田村土功組合創設の経緯は、麟太郎の生涯を述べる上で重要な部分である。水稲試作をはじめ水利・造田工事、農業起業のあり方など、寒地農業の範を示し、北海道農業の方向づけにきわめて重要な示唆を与えた。とくに彼は、水利事業を拳村共同態勢でおしすすめるという新方式を実行した。政府が企業の開墾事業を奨励していたから、移民自身の結束で資金を得て大事業にあたらうとしたのである。

しかしそのころ、主務省においては、北海道の戸長制施行の村々を法人格として認めない時代であった。戸長村単位で資金助成を嘆願されても、適用する法律がなかったのである。当然、農業企業への金融制度の不備が問題とされた。政府は北海道農業の発展を阻害しないために、この扱いを重視し32年、「北海道殖産銀行法」を、35年に「北海道土功組合法」を制定したのである。

このように麟太郎の先駆的業績は、夕張郡一地域にとどまらず、北海道の農業や経済・その他の分野に与えた影響は大きい。ここに彼の「人と業績」について記してみた。

II. 麟太郎と主家石川氏

泉麟太郎は天保12年(1841)、旧仙台藩御一門石川義光の家臣添田保の次男として、伊具郡角田村本郷に生まれた。幼名を拙之助といい、兄を竜吉といった。幼少時、学問所成教書院に学び、のち選抜されて仙台に遊学した。

御一門石川氏は、藩祖伊達政宗に扈從して勲功あり、代々藩の門閥として重んじられた。福島国境警固のため伊具・刈田郡内29カ村、23,380石を領有した。角田村本郷に居館ならびに下屋敷を拝領し、侍屋敷440軒、寺屋敷12軒、家臣1,329戸を扶養していた。義光は文化11年(1814)に生まれ、通称左源太または駿河といい、同家第13代目の邑主である。元治元年(1864)、隠退して嗣子邦光に家督を譲った。

石川家第14代目邦光は、天保13年(1842)の生まれ。通称を源太のち大和、翠雲と号し、大槻磐溪に師事した人。一方、麟太郎は23歳のとき、御同役泉靖七郎忠広の養嗣子となり、家督相続を許された。元治元年11月、京都勤番を拝命し、兵学の師大立目与四郎とともに上洛した。出発に際し邑主から麟太郎の名を賜った。慶応元年(1865)11月、成教書院御目付兼御武頭を命ぜられた。同4年(1868)5月、白河城守備の命を受け出陣した。乱後、本藩は奥羽同盟の首謀としてその罪科を問われ、62万石から28万石に大減禄された。そのとき石川家の領土は没収され、南部彦太郎の転封地となった。封禄再配分のとき、邑主邦光にのみ封米130俵が支給されることになり、家中の千名余は土籍を剝奪されて無禄、同地に帰

* 北海道開発局土木試験所(さかた もとひろ)

農婦商を命ぜられた。しかし、邦光は300年来続いた君臣の情義は絶ちがたいと考え、政府が諸藩に托して北海道開拓の事業があることをきき、北門の守備として兵農相兼ね、開拓に従事すれば、一に名分を誤った償罪となり、一は家臣糊口の道を得られるだろうと志望者を募った。そうして、政府に志願書を差出して胆振国室蘭郡の支配を命ぜられることになった。

このとき麟太郎は開拓監事に重用され、明治3年3月男女50余名を率いて元室蘭・チマイベツ・輪西の3カ所に移住を執行したのである。しかし、予定した郷国の後続移民が途絶え、開拓資金も乏しいことから、生活は極度に悪化した。麟太郎は一計を案出して壮者10名とともに札幌に出て、道路普請・杣夫など使役に従事し、一冬で数百円を得、これを開墾地の困窮者にあてがい志気をおこした。こうしたとき、民籍編入の通達を受けた。士族の誇りをもって兵農の道をとった彼らの精神的動揺はかくせなかった。これをみた麟太郎は、旧邑主の弟光親を北海道に迎えようと考えた。移住者一同の心をまとめるためには、主人筋の人を得なければならなかった。明治6年1月、麟太郎の熱心な説得で、当年12歳の光親を室蘭に迎えたので、以後、人心は落ち着き開拓事業も進んだのである。

明治7年には養蚕や製網を奨励して冬期間の副業に充て、明治11年には兄と共同して製氷場を経営、村内はもとより近郷の労働力を吸収した。このように盛業にむかってきたため、郷国に残る同志61戸211人を誘掖し同郡に入地させた。そのころ、ロシア帝国の南下政策が活発化してきた。これに対処するため、政府は室蘭・厚岸太田・根室和田の太平洋港湾3地点に屯田兵村を設置することになった。室蘭屯田は明治20・22年の両度に220戸をいまの輪西・中島・宮の森町に入地させたのである。

III. 夕張開墾起業組合

これより先、明治19年、政府は北海道庁発足のとき「北海道土地払下規則」を發布し、それまでの土地売賃規則を改めた。従来運用のように、官みずから府県の移民を受入れて保護扶植することを反省して「自今以後ハ貧民ヲ植エズシテ富民ヲ植エン」と宣言した。つまり、企業の開墾事業を政策の中心に置くようにしたのである。この方針に伴って、農業的資本を受入れるための土地規則の改正整備が必要であった。

本規則の特徴点は「大面積の土地払下げを受けて企業のこれを開拓しようとする者には、その方法・身分・財産などを調査し、事業確実と認められた場合にこれを許



写真-1 泉 麟太郎

可」したことである。北海道の国有未開地を1人の名義で10万坪以下を無償で貸下げ、成功の後一定の価格で払下げるという方法で、組合・会社の場合はその数10倍の地積を許可した。人跡未踏の内陸部の開拓は、個人で成功する場合はほとんど不可能であるし、かつ資力を要することなどから、指導官庁ではもっぱら団体や結社による起業を歓迎した。だから民間のあいだで合資による共同企業がさかんに講じられるようになった。

明治20年11月のことである。室蘭郡長古川浩平は、当時郡役所書記であった石川光親とたまたま対談中、「本郡は屯田兵村の設置により、農地の増反は望めなくなった。土地柄も瘦薄で、移民地として将来の開拓を期待することは難しい。自分がいま開墾のため貸下げを受けて事業をすすめている夕張郡一帯は地味が肥え、地積も十分に広く農耕地として将来性がある。夕張川に沿う肥沃地だから、旧藩の人達と相談されてはいかが」といった。

光親はすぐ麟太郎にこのことを伝えたから、話題は急速にすすみだした。麟太郎はひそかに第二の角田郷をこの夕張郡に創設しようと、まだ土地を見ないうちから決意するところがあった。夕張郡開拓の実行案として、共同企画をたてることとし、同志を得て明治21年3月、合資による夕張開墾起業組合という起業体を組織した。組合員を資本株と労働株に分け、資本株主は毎月3円ずつ出資して3カ年で終り、企業成功の後、耕地10町歩の配当を受けるもの、労働株主へは夫婦2人に米・味噌・塩・石油・農具等の支給を行い、起業地の開墾に従事する。移民は5カ年計画で1カ年10戸ずつ入れる方法である。労働株主は5年後において5町歩の土地を受けることになっていた。そして、4年の者は4町歩、3年の者は3町歩という約束である。

麟太郎は組合代表者で一同は組合を社と称し、麟太郎を社長とよんだ。社長は土地の貸下出願、開墾起業など、運営一切の責務とその衝にあたった。出資株主は石川光親・添田竜吉・泉致広ら21人。土地はさきの「土地払下規則」に準じ240万坪の貸付指令を受けた。

IV. アノロの土地選定と入地

明治21年5月、麟太郎はアノロ原野の土地選定と小屋掛のため室蘭を立出。21歳の氏家敬吉と18歳の田中圭治の2人が同道した。途中、白老に1泊、ついで千歳駅通所に泊る。7日朝、同所出発、アイヌを先導にしてケネフチから峠を越し夕張郡に進む。馬追丘陵を通過して同原野へ踏入った。フルサンに古川郡長貸下出願による開拓小屋あり、管理人の下国敏三が住んでいた。ここは千歳からおよそ8里のところである。開墾人夫14~5人が稼働していた。麟太郎一行は夕張川畔に至り、その日から融雪による大出水で川止めにあう。それで古川開墾の草小屋で水の引けるのを待った。そのうちに後続の18人が11日に到着している。しかし、依然、川水は引かなかった。ようやく16日になって天気も回復したので、丸木舟で人と荷物を渡し、馬は上流の浅瀬を選んで川越えさせた。

一行の上陸地点はアノロ川河口あたりである。ただちにこの枝川をさかのぼって、数百m奥地へ進んだ。そこは周辺よりいくらか高みとなって、土壌もすばらしくよかった。枯れたまま川端に倒れた去年の枯草は、雑然と入り混り、ずいぶん太くて長かった。巨木もはるかに続き見通しをつけることができないほどであった。

男たちは場所を選んで小屋掛に着手した。アノロ川から近距離のところ、飲料水に便利なところが選ばれた。小屋は3×6間ほどの大きさに丸木を組んで雑作なく作りあげた。屋根も葦、囲いも床もみな葦で、床には荷物を包んできたむしろやゴザを敷き、戸口にもゴザをつるして、一同の共同小屋は夕刻までにすっきりできた。夕張開墾起業組合7戸20人は、組合社長の麟太郎を中心に、歴史的な第1夜をこの小屋で過ごしたのである。

V. 夕張開墾起業組合の開墾

開墾小屋ができれば、つぎは荒山開墾である。1日も早く作物を蒔きつけなければ秋の収穫が気遣われた。そこですぐ翌日から開墾にかかった。なるだけ立木の少ないところ、開墾のしやすいカ所を選んですすめた。どんどん枯草に火を放って焼き払った。麟太郎はこうした一同の開墾作業の状況を見届けて、滞留3日ののち、室蘭

に戻った。当時、彼は室蘭郡下3村の戸長在任中であつたからである。

焼き払われた原野の跡地は、すぐ荒起して、夏物本位の蒔付けを急いだ。面積はおよそ2~30町歩ほどで、粟・イナキビ・麦・バレイショ・ソバなど、ほとんど自家食料中心に蒔付けたのである。しかし、麦は穀ばかりできて倒伏し、大小豆は秋霜が早くきたためまったく結実しなかった。このうちよくできたものはイナキビとバレイショであった。

アノロに入地した人たちは、組合の労働株主なので、米・味噌・塩そして石油といったものは、組合から給付され、仕事は共同で収穫物も組合のものである。しかし、彼らは入地のための旅費や農具代、取入れまでの米味噌代程度が与えられただけで、その秋から自給自足を実行していった。入地者はまったく身一つだったから、衣類やかまど道具もそろわず、買おうにも金はなく、また買物に出る方法がなかった。

はじめは米ばかり食った。この米は札幌から千歳に回送し、そこからアノロへ運ばれた。長雨になると途中の谷地は一面の泥沼となつたし、夕張川は増水してただちに渡河不能となつた。開墾地の20人はたちまち米が欠乏して、幾日も食う物もないという悲惨な場面に遭遇したのである。収穫前のことであるから貯えがなく、教えられるままウバユリの根を掘ってでん粉をとり、これにフキやワラビをすり混ぜ団子にして食した。このような夏が過ぎるころ、居小屋の床はタモの割板にかわり、囲いや戸・仕切りなどにはぎとった木皮が使われるようになった。夕張開墾起業組合の事業初年目の成績はつぎのとおりである。

一、明治21年5月から12月まで墾成反別20.1町歩	
内訳	
燕麦 1町歩、収量16石	(44円80銭)
大麦 2反歩、期節遅れのため出穂せず	
大豆 8反歩、収量4石	(11円00銭)
小豆 3町5反歩、霜害	
大麻 5反歩、収量穀割130貫	
ソバ 8町歩、収量52石	(91円00銭)
バレイショ 1町歩、収量80石	(90円00銭)
パスニップ 1反歩、収量50斤	(5円00銭)

ほかに新墾地畑5町歩

一、移民7戸・男12名、女9名(内15歳以下男2、女3)

一、薪100敷切用 (30円00銭)

麟太郎の室蘭戸長任期はこの年10月までであった。以来、彼は現地に入り本格的な開墾に打込んだ。追々に移民が入ってくる気運にあつたから、この年は私費を投じ

て岩見沢まで6里の道路を開削した。岩見沢には戸長役場、警察署もあり札幌へは鉄道も通っていた。千歳を回る路線よりも便利であった。明治23年、彼はこの地を第二の角田郷にしようとして角田村と名づけた。戸数62戸287人であった。

翌24年、麟太郎は長沼ならびに角田村の未開原野を開き、産業を興そうと開拓結社真成社をつくり、110万坪の貸下げを出願して開墾に着手している。同社は夕張開墾起業組合と組織は同じで、資本株の総額は5,000円、株数は20株であった。1株250円で、支払方法は24年の開墾着手前に納入するものとした。事務所は夕張開墾起業組合の中においた。実際は途中で権利を放棄する者、他に譲渡する者が出た。譲受人は主として角田村在住の旧家臣が多かった。小作や株主の移動が甚しかった。出資者の脱落を埋めるのに麟太郎は有力協賛者を求めた。その結果、男爵高木兼寛・子爵実吉安純・札幌旗亭経営者高瀬和二郎といった株主を得たのである。真成社は26年に成功検査を受け、墾成見込みのない未開地積の返還命令を受けた。28年、33万坪余を成墾して社は解散した。成墾地は名義人30名に譲渡された。このように、角田村および周辺地域の開拓がすすみ、人口が増加するに従って、畑作だけでは満足できず、水稲耕作に対する関心も高まってきた。

VI. 水田試作と水利組合

明治26年1月、真成社員高瀬和二郎は水田耕作の可能性を主張して社で試作することを提案した。当時、石狩地方の氣候風土その他条件をち密に調査研究を重ねていた道庁当局は、水田耕作が期待できるとして、これを奨励する方向をとっていた。

それまでアノロ原野は畑地として開墾され、未開原野は泥炭湿地が多く、地味が悪かった。この湿地を水田化して役立てようと麟太郎は思いつき、社の総会に諮ったのである。つまり、水田造成のための増資を求めたのである。しかし、株主たちの意見は畑地起業が元来の目的だからといい、増資を好まなかった。そのため水田試作のことは、社の土地内で小規模に試みる程度とし、方法等は社長一任と決めた。

26年4月、社は高瀬和二郎と試作協定を結び、用水路の測量およびアノロ川の引水を道庁に願い出た。高瀬は5町歩、社長の麟太郎は3反歩で造田試作をした。この試作の結果は異常なほどの出来栄で、高瀬は反収5俵、麟太郎は7俵という予想外の成績をみせた。はじめ相談にも応じなかった者も、こんどはかえって水田起業を社長に迫るようになった。そして各方面に伝わり注目

を集めた。村内にはわかには水田熱が高まっていった。札幌以北で初めての成功であったのである。

あたかも、和歌山の豪農福井正之が角田村で、夕張開墾起業組合や真成社の土地を譲り受けて大いに起業し、また、真成社株主高木男爵や実吉子爵も未開地を買収して農場開墾を行っていた。こうした資本家の側からも、大規模水田計画を達成しようという要望がおこった。麟太郎は有志者と何度か会合をもち、しばしば官庁を往復した結果、28年7月、角田村総会を開いて水利組合を創設することになった。この総会ではまず、村営をもって用水溝を通じ、村債を起して工費を支弁、29年から灌溉開始を約した。麟太郎は発起者代表に推された。

このとき、村内で水田可能地は4,000町歩と見込まれていた。その内訳は

畑地転換	1,633 町歩
既 水 田	147 町歩
未 墾 地	2,220 町歩
計	4,000 町歩

で、同年12月、北海道庁長官に「用水路開墾費起債に関する上申」を行った。このとき試算した工費3万円の内訳は、

①夕張川～阿野呂川間水路開削費	21,605円
②阿野呂川～旧水路改修費	3,292円
③阿野呂川～雨煙別間支線開削費	3,500円
④監督・測量費その他	1,603円

である。償却の方法は3カ年据置、利子は月7歩で村費とし、水田設計地所には10分の9を、残10分の1の7を畑地に、その3を全戸数に賦課、毎年2期に徴収、これを充当することとした。

しかし、村の事業といっても、個人で土地所有権を取得した者がなく、といって法人団体と認めることも不可能という理由で、この計画申請は明治29年4月、却下されてしまった。麟太郎ら一同の落胆はいうまでもないが、たとえ起債は認められなくても、挫折すべき事業ではないと考えた彼は、直ちに総会を開いて評議を重ねた結果、夕張川開墾起業組合ならびに真成社を解散して土地を各人に分配・払下げの手続をとる一方、新たに、①水利土工組合を組織のうえ、②分水路など末端部の工事費は関係地主において出金すること、③この間、一時札幌市中銀行から融通することとし、第1期事業として阿野呂川から古川までを開削、第2期事業は夕張川から阿野呂川まで水路を開削する。全体に規模を縮小して2万円を計上、委員長泉麟太郎ほか9名連名をもって工事施行の認可を出願したのである。

このようにして明治29年11月、水利土工組合結成の件

は認可となり、翌年4月、用水路開削も許可になった。麟太郎は直ちに阿野呂川柱堰工事および同川下流工事着手の届けを出した。工事費は別途、札幌市中銀行から借入れを予約していた。ところが、日清戦争後の工業優先の金融査定事情は非常に厳しく、角田村への融資はついに見送られてしまった。やむなく金融業者から一時借入れることにして、第1期工事は同年12月竣工したのである。角田村水利土工組合は実に、北海道最初の用水組合で、付与以前の荒蕪地を直ちに水田造成したことは、道内に類例がなかった。

VII. 工事資金の借入

阿野呂川から引水する第1期工事は、同川の川底が浅く埋木も多くて堰止工事は思うようにすすまなかった。この水門から延長2里に及ぶ水路掘削には思わぬ費用がかさんだ。全工事総額2万円のところ、すでに第1期工事で15,000円を費やし、かつ第2期工事区間の掘削深は平均15尺になり、森林伐開・岩盤掘削など予想以上の難工事続きであった。全工費は優に4万円を要する模様で、資金難とともに工事の前途は憂慮すべき状態になった。しかし、130町歩の水田圃場は早くも造成され、村民の水田熱はいよいよ高揚して、夕張川引水は村営事業として発展させるべきだとする声が圧倒的になった。ここで30年12月、水利土工組合を解散、すべてを角田村事業として資金を日本勧業銀行に求め、必ず目的の達成を期する議決が行われた。翌31年1月、村債を募集して高利の負債を償却し、すみやかに第2期工事を進めることを評議し、戸長にあてて起債に関する建議書を申達したのである。

同年3月、事業資金4万円を日本勧業銀行から公借することを決め、運動委員に麟太郎と福井正之が挙げられた。道庁ではこの種の請願受理は初めてのことであったし、官の認否いかんでは北海道開拓にもたらす影響が大きいことを慮って慎重を期し、担当係官の現地査察が行われた。その結果、村起債の件はどうやら認可となったのである。

4月、麟太郎らは上京し、勧業銀行の借入れ交渉にあたることになった。彼の手記に、

時の大蔵大臣井上馨大人は、府県を救済せざれば国庫に関係す。北海道の開拓事業、5年7年おくるも国庫に支障なし。ゆえに府県を救済し、北海道に投資差し控うる様内命せし折柄、角田村の灌漑溝工事資金借入のため、泉麟太郎・福井正之の二人選ばれ出京せるも、前条の理由容易に貸出を承諾せず苦辛を重ねたるに幸い、安場長官・白仁地方局長おおいに同情せら

れ、某日福井・泉兩人、河島勸銀総裁の私邸を訪問せるに、通したる名刺を手にして玄関に出で来りて曰く、北海道の土地は不確実です。左様のものに投資は出来んと放言、奥に入りたれば何の弁解も出来ず戻り、安場長官へ以上の現況を直言すれば、長官大いに憤怒し、明朝9時に再び来たと懇命せり。

翌日出頭せば、長官は事務官と協議を饒らし、我等に工事半ばで資金切迫に付、急ぎ貸出相成様、尽力方出願致させ、その意を以て長官より内務大臣へ向出て其指令を添えて勧業銀行へ申入れ、河島総裁の頭を緩和せしめたり。折柄、大隅・板垣の連合政党内閣6月1日をもって出現し、杉田定一君長官に任命せられし故、同会に北海道への土産これより良きはなし、滞在共に尽力成就の上、赴任せられたしと内願、翌日より浅羽靖君参謀となり、田村顕允・古川浩平・福井正之・北村祐治・泉麟太郎の6人、朝は未明より夜にかけ各大臣を訪問、非常の大運動を開始し、遂に7月17日、勧業銀行に於て府県同様、北海道にも投資することに決定、同月29日福井・泉兩人、帰北の途につけり。

とある。当時、北海道の自治体はまだ、総代人制の時代であったから、公共団体として認められないといわれ、反発が大きかった。さらに寒地北限における水田農業を疑問視する風潮が濃厚だったから、銀行はとくに慎重であったようだ。しかしながら、滞京4カ月、政党政治家のバックアップもあって、ついに4万円借入れに成功したのである。

かくて7月17日、1万5千円を受取り、残金2万5千円は翌32年2月、受取る約束となった。まったく問題視されなかった北海道農業への投資は、同銀行として初めてのことであったが、北海道側にとっては金融政策上の善例となったのである。

VIII. 村営事業の竣工

勸銀借入れに成功した麟太郎の帰道をまって8月25日、角田村では協議会を開いた。そして戸長(由仁外ヶ村戸長則武鉄蕉)に工事万般の引継ぎを行う。それ以来、村営で予定の事業が進められることになった。用水路実測中の9月7日、未曾有の豪雨のため夕張川大氾濫となり、同川沿岸で溺死者82人を記録し、農作物は収穫皆無という大惨事を招いた。洪水のことで遅れていた工事請負契約が締結された。

工事は着々進行していったが、工事半ばで川岸地表下数尺のところ岩盤が走行していることがわかった。その延長は230余間に及んだ。阿野呂川上流にはヤチマナ

コという泥炭谷地があって、工事終了後200余間の溝路が埋没崩壊してしまった。こうした事態のため、急拠、設計変更のやむなきに至った。協議を重ねてさらに設計増の資金1万5千円借入れを決め道庁に上申、則武戸長ら上京して勸銀へ再借入れを陳情し許可を取付けたのである。これで勸銀から公借した合計金額は5万5千円となった。

33年6月、工事は全く竣工し、この年までの造田累計反別460町歩とともに、全道に先駆け角田村水稲産業の基盤ができあがったのである。

IX. 北海道土工組合法

角田村の水田灌漑に関わる創業の経緯は上に記述したとおりである。角田村の水利土工組合は、北海道灌漑事業創始の団体であったから、指導官庁や各界からの注目を集めてきた。そして運営は良好に経過した。その後、支線用水路の起工のため関係方面に助成を願ったが、却下された。主務省は北海道戸長制の村々はまだ法人と認めがたいという見解に固執していたからである。麟太郎らによって善例をひらいた勸銀貸出しは例外中の特例とされた。法的にまったく金融の途がとざされてしまった。しかし、北海道のように開拓事業をすすめていく上で、金融の方法を手当しないことは、国家的に政策的に大きな矛盾であった。明治35年3月、これら不備を補うため、法律第12号北海道土工組合法が制定された。この法律制定には、角田村水利土工組合の先駆的役割に負うところが大きいと考えられている。

さっそく、角田村の関係地主は総会を開いて「角田村土工組合」の設立を申請した。これまでの村営にかかわる既設の水利事業とは別個の組織で、12月24日をもって認可された。道内土工組合第1号である。組合長には麟太郎が就任した。この組合は36・37年に杵臼支線の改修掘削・下角田支線の開削を計画施行し、この地域300町歩の開田をみたのである。組合員は水利費を村の特別会計に払った。所要経費は反別割によって充当することは、村営水利組合と同様手続であった。したがって、同

一区域で同一地主が、二様の事業を行うことは繁雑であることから、官庁・銀行方面の諒解を取付け明治45年5月、従来の村営事業を新組織の土工組合に譲り渡し、運用の一本化を図ったのである。この年、角田村の水田面積は1,225町歩であった。

X. あとがき

上に述べてきたとおり、麟太郎ははじめ室蘭郡に入地し、のち夕張郡に再移住し、角田村を開いた。彼の苦辛のあとをなぞったつもりであるが、ふりかえってみて切り込み不足が目立つばかりである。

彼の活躍は、開拓創業時代だけではなく、その後も旧主光親名義で天塩国上士別に未開地の貸付を受け、彼自から経営に任じて主家に産をなさしめた。また、勇払郡安平に牧場を開き、馬匹改良と蕃殖に務めたり、村内に製麻会社を誘致するなど、たえず殖産興業に心掛けてきた。そして、明治33年、農会長に任じて以来22年間、土工組合長には同35年から26年間、その職責を果たしている。この間、北海道議会議員を2期、角田村長を2期務めた。まさに北海道開拓の巨星と呼ばれるにふさわしい人物である。

明治35年、彼は還暦を自祝して日記がわりに和歌を作りつづけた。折々、室蘭八幡社の佐藤守雄に添削を乞うている。同39年、藍綬褒章を下賜されたとき、家集「混混集」を出し、大正7年、開道50年記念のときも「まことの泉」を刊行するなど、心境の練磨を怠らなかつた。大正12年、村民総意による銅像が建ち、昭和3年、開拓自治功勞の故をもって従6位に叙せられた。生存者叙勲のこの位階は、かつて政府に武力反抗した東北諸藩家臣のなかでは、高い評価を示している。昭和4年1月7日、老衰のため死去した。享年88。

<遺詠>

枯枝に花を咲せし翁あり
まことの爨りは花と咲くなり

[1982. 1. 16. 受稿]

